

「行政法 2」テキスト補正情報

テキストの一部に記載の誤りがあったため、以下に訂正させていただきます。
ご購入の皆様には大変ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。
お手数をおかけ致しますが、下記訂正内容をご確認の上、ご利用ください。

該当箇所：P. 141 及び 242 の「条文確認！」の箇所（いずれも共通）

内容：行政事件訴訟法 38 条 3 項に掲げられている準用条文のうち、「第 35 条
第 2 項」とある部分は、「第 **32** 条第 2 項」に改めさせて下さい。

体裁は異なりますが、「条文確認！」の全体像は、次のとおりです。

■ 条文確認！

行政事件訴訟法第 38 条

- 1 項 第 11 条から第 13 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条から第 23 条まで、
第 24 条、第 33 条及び第 35 条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟について準用する。
- 2 項 第 10 条第 2 項の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求
を棄却した裁決に係る抗告訴訟とを提起することができる場合に、第 20 条の規定
は、処分の無効等確認の訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る
抗告訴訟に併合して提起する場合に準用する。
- 3 項 第 23 条の 2、第 25 条から第 29 条まで及び第 **32** 条第 2 項の規定は、無効等確認
の訴えについて準用する。
- 4 項 第 8 条及び第 10 条第 2 項の規定は、不作為の違法確認の訴えに準用する。